企業評価専門部会 平成18年度とりまとめのポイント

基本的な考え方

- 透明性・競争性の高い調達制度を前提に、良い仕事をした企業が受注機会を拡大する等報われるように企業の実績や努力が受注者選定に適切に反映される仕組み(中循環)を構築する。
- 2年に1回の競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格の設定及び総合評価の3つのプロセスを通して優れた技術力を有する企業を選定する。

	検討項目	論点	平成19年度に実施する事項	継続して議論すべき事項
2年に1回の競争参加資格審査	(1)総合点数のあり方	優れた技術力を有する企業を適切に評価するため、技術力をより重視した総合点数とすべきではないか。	● 技術評価点数の算定方法について、総合評価方式の拡大を踏まえて技術提案(VE提案)の評価結果を活用するとともに、低入札工事における品質低下に対するペナルティを反映させることとする。 「現行(平成17・18年度)の技術評価点数の算定式〕 技術評価点数 = {(【成績評定】-65)×【技術的難易度】×【工事規模】 ×【VE等評価】×【部局係数】} + 提案工事 「次回(平成19・20年度)の技術評価点数の算定式〕 技術評価点数 = {(【成績評定】-65)×【技術的難易度】×【工事規模】 ×【総合評価】×【部局係数】×【調整係数】} + 提案工事	 競争参加資格(予決令第72条で定める資格)について、現行制度の 抜本的な見直しも含め、新たな視点で評価手法を検討する。 中建審WGにおける経営事項審査の見直しの議論を踏まえつつ、次々 回(平成21・22年度)以降の競争参加資格審査に向けて、経営事 項評価点数と技術評価点数の比率の変更や2軸による評価について 検討する。 技術評価点数の算定方法を工事成績がより反映されるように見直す とともに、技術力や企業信頼度を評価するため、新たな評価指標を加 えることを検討する。
	(2)発注形態に応じた等 級区分のあり方	優れた技術力を有する企業の競争参加機会が拡大するように、発注形態に応じた等級区分のあり方を整理する必要があるのではないか。	● 今後の公共事業の発注を見通し、発注形態(ロット等)のあり方について検討する。	● 等級が細分化されている場合、良い仕事をすることが等級を上昇させるだけで、競争参加機会の拡大にはつながらないため、良い仕事へのインセンティブが働きにくい懸念がある一方で、発注者は大手企業と中小・中堅企業にそれぞれ期待するものが異なると考えられることから、中建審WGにおける建設業者の特性に応じた適切な市場の設定の議論を踏まえつつ、直轄における発注形態に応じた等級区分のあり方について検討する。
参加資格の確認工事ごとの競争	(3)技術力を重視した競 争参加資格のあり 方	工事ごとの競争参加資格の確認において技 術力をより重視した要件を設定し、優れた技 術力を有する企業の競争参加機会を拡大し てはどうか。	● 技術力を重視した競争参加資格として、例えば同一等級内において「技術評価点数 点以上」、「工事成績評定企業ランキング 位以上」等を要件とする工事を試行する。なお、要件の設定にあたっては競争性が十分に確保されるように留意する必要がある。	 工事分野(例えばトンネル、ダム等)ごとの技術評価点数や工事成績 評定企業ランキング等に基づき企業の格付を行い、競争参加資格として例えば「トンネル工事分野における格付 以上」等を要件とすることを検討する。 技術力評価の透明性を確保するとともに受発注者の事務負担の軽減を図るため、第三者機関による企業の技術力評価データベースの構築及び審査の導入について検討する。
総合評価	(4)総合評価における 評価項目及び配点 のあり方 (1)	良い仕事をしたことを総合評価方式におい てどのように反映させるか。	 ● 受注者の技術提案に対する履行状況の確認を徹底し、その結果を総合評価の評価項目や評価結果、工事成績とあわせて総合評価データベースを構築する。 ● これらのデータを以降の工事における審査・評価にフィードバックする仕組みを構築する。 	● 総合評価方式の適用拡大に伴い、評価項目や評価方法等が多様化してきている。今後、総合評価方式における本質的な評価を実現させていくためにも、引き続きその効果等を検証し更なる評価項目及び配点のあり方について検討する。
(!	う)調達の各段階で選定すべ き評価指標のあり方	2年に1回の競争参加資格審査、工事ごとの 競争参加資格の確認及び総合評価の3つの プロセスを通して優れた技術力を有する企 業を選定するためには、どの段階でどのよう な指標を選定・評価するのが適切か。	● 各段階において審査・評価すべき指標及びそれらの重み付けについて、効果的・効率的な設定や評価結果のフィードバック等を考慮しつつ、検討する。	● データが整備されていない指標については、データの収集、データベースの構築について検討する。
(6	5)入札ボンド制度の活用の あり方	入札ボンド制度の活用により、施工を全うできないと考えられる財務能力の劣る企業等の排除、能力を超える過大な競争参加の抑制、ダンピング受注の抑止等の効果が期待できるか。	● 平成18年度に入札ボンド制度を試行した工事について実態調査を 行い、効果を見極めつつ導入の拡大を図る。	● 他の発注機関の動向の把握を含め、引き続きフォローアップ調査を行うことにより入札ボンド制度の効果と課題を把握し、より良い入札ボンド制度のあり方について検討する。
(7	')工事成績の活用のあり方 (2)	工事成績を一層重視する仕組みや各発注機 関における企業の施工実績、工事成績等を適 切に共有・活用できる仕組みについて検討す る必要があるのではないか。	 ● 各地方整備局等が設置している品質確保協議会等において、CORINS等を利用し、都道府県及び政令市が保有する工事成績を共有するためのデータベースを構築し、活用を図る。 ● 工事成績評定を導入していない市町村に対し、小規模(市町村)工事成績評定要領(案)等の活用を促進する。 	 発注機関ごとに異なる工事成績を工事の難易度や規模等に応じて調整する等、活用を促進するための方策について検討する。 技術提案の内容や履行状況、維持管理段階における評価結果を工事成績へ反映させる等、工事成績評定を見直すとともに、下請企業に対して工事成績を付与することを検討する。

¹ 具体的な検討は、「総合評価委員会」において実施する。 2 具体的な検討は、「品質確保専門部会」において実施する。